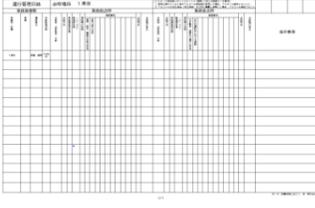
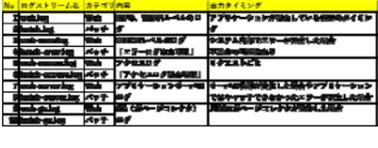


クラウド点呼システム【e点呼PRO】による遠隔点呼実施要件の適合状況一覧

	遠隔点呼の実施に係る適合確認の要件	対応状況	要件の適合方法	イメージ画像
1	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』で使用する動画用カメラは200万画素であり、鮮明な動画による点呼により適合。	
2	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』と連携する、通信機能を備えた記録保存型アルコール検知器により適合。	
3	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	○	『e点呼PRO』に備えた『顔認証システム』により適合。	
4	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	○	『e点呼PRO』に備えた『顔認証システム』により適合。	
5	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間 (3) 指導監督の記録 (4) 運行に要する携行品 (5) 運転者台帳又は乗務員台帳の内容 (6) 過去の点呼記録 (7) 車両の整備状況	○	『e点呼PRO』に連携するクラウド管理システム『Karte-PRO』及び『e点呼PRO』に保存されたデータにより点呼執行者及び乗務員の双方で確認は可能であり、全体のシステムとして適合。	
6	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。	○	アルコール検知器と連携する健康管理機器である『血圧計』及び『体温計』により適合。	
7	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。	○	点呼システム自体に日常点検機能は無いが、クラウド管理システム『Karte-PRO』へのPDF保存等の方法で適合は可能。 更に日常点検結果については運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認する方法でも適合。	
8	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。	○	『e点呼PRO』の機能である、伝達事項の入力および表示により適合。	
9 (1)	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。 (1) 乗務前遠隔点呼 イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果 リ. 日常点検の確認結果 ヌ. 指示事項 ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容 ヲ. その他必要な事項	○	点呼システムの質問事項や点呼簿作成機能により適合。 (尚、機能としてはイ・ロ・ニ・ヘ・トの項目は自動入力、ホ・チ・リの項目は選択項目による入力、ハ・ヌ・ル・ヲの項目は、文字入力により対応。)	
9 (2)	(2) 乗務後遠隔点呼 イ. 遠隔点呼実施者名 ロ. 運転者名 ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ニ. 点呼日時 ホ. 点呼方法 ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果 ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画 チ. 自動車、道路及び運行の状況 リ. 交替運転者に対する通告 ヌ. その他必要な事項	○	『e点呼PRO』の質問事項や点呼簿作成機能により適合。 (尚、機能としてはイ・ロ・ニ・ヘ・トの項目は自動入力、ホ・チ・リの項目は選択項目による入力、ハ・ヌ・ル・ヲの項目は、文字入力により対応。)	
10	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	○	『e点呼PRO』のクラウドサーバーにログとして保存されているデータを、利用者の要望に応じて提供することで適合。	
11	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	○	『e点呼PRO』のクラウドサーバーのログの為、修正や消去は不能であり適合。	
12	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト、及び(2)ト、を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	○	クラウドサーバーのログを含め、CSVによる出力は可能であり適合。	